

(写)

目監第491号
令和5年1月24日

目黒区 A 様

目黒区監査委員 村田正夫
目黒区監査委員 大坂恭子
目黒区監査委員 小野瀬康裕
目黒区監査委員 飯島和代

目黒区職員措置請求について（通知）

令和5年1月4日付けで受け付けました目黒区職員措置請求（住民監査請求）については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に定める住民監査請求としての要件を欠いているものと認められました。

つきましては、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしましたので、通知します。

記

1 請求の要旨

本件措置請求は、目黒区●●に現在建設中の法人Bの（仮称）●●事業所に対し、「駐車・駐輪場、車寄せを設置しない」、「3階屋上に26個の冷暖房室外機を並べて設置」、「私道地権者に承諾を得ていない」、「建物のセットバック」、「談合の疑い」、「『民対民』の問題か」、「癒着の可能性」といった問題点・疑惑があるにもかかわらず建築許可を下ろし助成金の交付を認めた事、近隣住民からの陳情を事実上黙殺している事について、本件に関与した目黒区役所の職員及び組織の長である青木英二目黒区長の責任を問う旨主張するものである。

2 判断及び理由

（1）住民監査請求の要件

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為又は怠る事実により、当該団体に財産的損害を与え、又は当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合に、監査委員に対し監査を求め、当該行為を防止・是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体が被った損害を補填するため、必要な措置を

請求することができるものである。

また、住民監査請求が適法となるためには、違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が具体的・客観的に示されていることが要件となるものである。

(2) 財務会計上の行為の違法性・不当性が具体的・客観的に示されているか

住民監査請求が適法となるためには、先ず請求対象が財務会計上の行為に該当すること、さらに当該行為の違法性・不当性が具体的・客観的に示されていることが必要である。

本件請求中、財務会計上の行為に相当する主張と解されるのは、「問題点・疑惑があるにもかかわらず建築許可を下ろし助成金の交付を認めた事」及び「2022年5月頃に助成金の支出が内定したようだ」との箇所である。本件請求書の記載内容から、助成金とは、社会福祉法人等が目黒区内に障害者グループホーム等を整備する際に、目黒区（以下「区」という。）が当該社会福祉法人等に対して交付する補助金のことと解される。当該補助金の交付については、目黒区障害者グループホーム等整備費補助金交付要綱（平成31年1月25日付け目健障第5562号決定）

（以下「本件要綱」という。）に定めがあり、本件要綱第2条において、補助金の交付対象となる事業は、東京都（以下「都」という。）が定める障害者通所施設等整備費補助要綱（以下「都補助要綱」という。）に基づく補助対象事業であり、都補助要綱に基づく補助金交付の見込みがない場合等は補助対象としない、と定められている。

請求人は「以下に述べるような問題点・疑惑があるにもかかわらず建築許可を下ろし助成金の交付を認めた」と主張し、「駐車・駐輪場、車寄せを設置しない」、「3階屋上に26個の冷暖房室外機を並べて設置」、「私道地権者に承諾を得ていない」、「建物のセットバック」、「談合の疑い」、「『民対民』の問題か」、「癒着の可能性」等について列挙しているが、これらの事項が、補助金の交付に関して、なぜ違法・不当となるのかの理由について、具体的・客観的に摘示されているとは認められない。

さらに、請求人は、本件請求において、当該補助金の交付が区に財産上の損害を与える、又は与えるおそれがあることを摘示していない。

なお、本件請求において措置請求に当たると解される箇所は、「問題点・疑惑があるにもかかわらず建築許可を下ろし助成金の交付を認めた事、近隣住民からの陳情を事実上黙殺している事について、本件に関与した目黒区役所の職員及び組織の長である青木英二目黒区長の責任を問うものである。」、「法人Bが問題点を改めて近隣住民と仲良く共存する方向へと舵を切るよう適切に指導するのは、公金からの助成を行っている区の務めであるはずだ。」、「劣悪な環境のグループホームがあつても是正させずに助成金を出している。考え方直す時機ではないか。」であるが、これらはいずれも法第242条第1項の規定に基づく違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実によって生じる区の損害を回復させるための措置であるとはいえない

いものである。

以上のとおり、請求人のいずれの主張も、法第242条第1項の規定に基づく違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実に該当せず、それらの行為・怠る事実の違法性・不当性についても具体的かつ客観的に摘示していない。また、請求書において、区が被ったとする損害を補填する必要があることを具体的・客観的に摘示していない。

したがって、本件請求は、違法・不当な財務会計上の行為等を対象とする住民監査請求の対象とはならないものである。

3 違法疑惑について

本件請求において、財務会計上の行為について、なぜ違法・不当となるのかの理由が具体的・客観的に摘示されていないことは、先に述べた通りである。

それとは別に、請求人は本件請求の中で「違法疑惑」として、私道の地権者に承諾を得ていないこと、セットバックが2メートルに満たないとすれば明白な建築基準法違反であること、工事について公示から入札までの期間が短く談合の疑いがあることを述べている。

これらはいずれも区の財務会計上の行為の違法性・不当性を示すものとはいえないが、念のため、請求人が述べる「違法疑惑」について検討する。

都補助要綱等の関係規定については都のホームページで公表されている。そのうち、「障害者通所施設等整備費補助対象法人審査委員会設置要領」別紙1「法人審査基準」(以下「審査基準」という。)においては、多岐にわたる審査内容についてそれぞれ審査方法等が明示されている。例えば「法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているか。」という審査内容については、「設計図面等、部屋別面積表、建築確認済証、建物検査済証により確認すること。」という審査方法が示されているところである。このように、都補助要綱に基づく補助金の交付申請については、都が審査基準により審査を行うことが明確にされており、請求人が述べる「違法疑惑」も含めて、都により適切に審査が行われるものと解される。また、上記2(2)で述べた通り、本件要綱に基づく補助金の交付対象となる事業は都補助要綱に基づく補助対象事業であり、都補助要綱等に基づく都の適正かつ適切な審査が行われた後に、本件要綱に基づく申請が区に対して行われることも、また明らかである。

以上により、本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の適法性を欠くものであり、これを却下する。

以上